

バイオマス産業都市調査特別委員会

令和3年3月2日(火)

午後1時30分～午後3時13分

議会第1会議室

【出席委員】野中宣明委員長、松永幹哉副委員長、野中康弘委員、村岡 卓委員
久米勝博委員、堤 正之委員、山田誠一郎委員、中山重俊委員、
江頭弘美委員、山下明子委員、黒田利人委員、西岡義広委員

【欠席委員】

【委員外議員】川原田裕明議員、西岡真一議員

【執行部出席者】

- ・企画調整部 大串企画調整部長
- ・環境部 森環境部長
- ・上下水道局 田中上下水道局長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・バイオマス産業都市関連事業の状況について

○野中宣明委員長

それでは定刻になりましたので、これより第15回バイオマス産業都市調査特別委員会を始めさせていただきます。

それでは、初めに藻類培養拠点に関わる売買契約について、執行部の説明をお願いしたいと思います。

○江島バイオマス産業推進課長

議題に入ります前に、一言おわびとお願いを申し上げたいと思います。

まずもって、本日の委員会が急な開催となりまして、また定例会の開催中という異例の開催になりましたことについておわびを申し上げたいと思います。急な開催となりましたけれども、佐賀市にとっては重要な案件でございます。その内容につきまして、これから詳しく御説明していきたいと思います。

◎藻類培養拠点地に係る売買契約について 説明

○野中宣明委員長

それでは、説明がございましたので委員の皆さんの御質疑をお受けいたします。

○村岡委員

ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今回、契約の相手方が変わられるということで、アルビータ社と前の土地購入で出てたシンシア社とセンターウエスト社という形で、親族でされてるっていうのもあってちょっと中身がごちゃごちゃはしてるん

ですけれども、契約の相手方が変わったと。今、さらっと説明された部分でいうと、前々回か、この特別委員会で説明されてた内容と、中身ががらっと変わってるというふうに印象を受けるんですけれども。これは全く別物の計画というふうに捉えていいわけですか。

○江島課長

これまで御説明した事業の内容、アルビータが今後継続的に事業されていくという内容につきましては変更ございません。21ヘクタールの売買契約の相手方が、アルビータからセンターウエストとなるという話なんですけど、もともとアルビータが資金をどこからか調達してくる話でございましたので、その資金の調達は、そもそもがセンターウエストから調達するんだということでお聞きはしておりました。ただ、その資金の調達につきましては、そこまで議会に御説明は申し上げておりませんでしたけども、今回センターウエストのほうで売買契約をしたいということで申されましたので、そのことにつきましては、契約先がセンターウエストになるということで、ちゃんとそこら辺は御説明を申し上げないといけないということで、その部分が変わったので、今回急遽、御説明をさせてもらうためにこの委員会を開いてもらってるということでございます。

内容としては変更ございません。

○村岡委員

今、内容変更はないっていうふうにおっしゃられましたけども、正直事業の相手方がアルビータ社なんですけど、土地の売買先がセンターウエスト社そのものになるわけじゃないですか。資金の調達をどこからされるかっていうのは、逆に、相手方がどこからお金を持ってくるかの話なので、ここに書かれてるとおり、安定した資金調達につながるのであればいいと思うんですけれども、佐賀市が売買する相手先として別の会社が出てきたときに、こちらとしてはアルビータ社で21ヘクタールを使用されるものというような捉え方で、当然そういうハウスの計画だとかも前回の特別委員会で示していただいています。今回の場合ですと、4期、4区画に分けて、しかも2期整備については、事業を行う他社も検討されているというような内容をさらっと説明されたんですけれども、正直アルビータ社だけじゃなくてほかが出てくるというところで、契約の覚書には転売のこととかも記載はされてましたけども、アルビータ社についてもセンターウエスト社は貸付けをされるだけであって、売買の相手先としての所有はセンターウエスト社になるのであれば、転売せずにほかのところに貸すということが、アルビータ社同様、ほかの企業でもできるということですよ。となると、もともと21ヘクタールで佐賀市が考えてた事業とは全く別物になるんじゃないかなと。

そういう意味で計画の変更というか違いがあるんじゃないですかというふうにお伺いしてるんです。

○江島課長

今おっしゃられたことが可能なのかというところなんですけれども、そこで我々も今、センタ

一ウエスト社とアルビータ社とお話をさせてもらっている中では、アルビータに対して事業用地のために取得ということで、そこはあくまでも転売だとか、貸付けという話が出ていけませんので、現状アルビータが事業をすることについてのみ、覚書で記載をしているという内容になっています。なので、おっしゃられるように、貸付けたり転売したりってことはできない、そういうことはできない形で、今、覚書を結ぼうとしています。

○村岡委員

ということは、単独の事業から協力事業を想定しているというのは、あくまで事業の主体というのはアルビータであって、そこをアルビータ社のほうでどこか別の事業と組むような形で、アルビータ社が使用するという認識でいいんですか。

○江島課長

はい、そのとおりでございます。

○村岡委員

そうしたときにですね、これ前回の委員会のほうでもあったんですけども、正直 21 ヘクタールで使用するCO₂の量というのが、当初の 10 分の 1 になってしまうという報告がありました。同じように、アルビータ社が 21 ヘクタールを使用されるのが変わらないのであれば、二酸化炭素の使用量自体っていうのは激的に上がるものではないので、21 ヘクタールで使用が想定される二酸化炭素の量というのは 1 トンぐらい、一応 1 トンという想定をされてたんですけど、となると今度、二酸化炭素を回収するための機器が、過剰な量を回収できるような機械の設備になってるじゃないですか。となると、回収事業自体というのは、佐賀市にとってみたらいわゆる過剰な設備投資になってしまってたんじゃないかなというふうに感じるわけです。21 ヘクタールの計画がそのままであるというのであればですね。その点についてはどのように考えられていますか。

○江島課長

もともと 10 トンの二酸化炭素の回収装置を建てるに当たって、アルビータ社との協議の中で、2 ヘクタールでは約 1 トン、21 ヘクタールを合わせて 8 トンぐらいだということでお聞きをしておりました。残りの 2 トンは農業利用ということで、余力も含めて我々は 10 トンというサイズを決めて、環境省ともお話をさせてもらってこういう事業を進めているということでございます。アルビータのほうでいろいろ企業努力をされてですね、確かに 10 分の 1 の量になったということございまして、21 ヘクタールの件が進みますと、単純に計算しますと先ほど言われたように 1 トン、せいぜい 2 トンとか、そういうレベルかなというふうに思います。

そういう意味では、そういう想定でございましたけれども、今現状を見ても、JA が来られて、1 日だいたい 2 トンから 3 トンぐらい使われたりとか、そういうふうなちょっと想定外の使われ方もされたりとかしていますので、かなりその想定量とは違ってきているというふうに思っています。そういう意味では、アルビータの事業を今後見ていく上

です、今のところの想定は1トンから2トンということで考えていますが、この間の特別委員会中でお話しさせてもらったんですが、昼と夜の逆転現象といいますか、昼は足りない状態、夜は余っちゃってると。そういうような光合成に付随するような状況ですので、そこを我々としては、夜の二酸化炭素を液化、貯留するというような状況をつくってですね、そこを打破していきたい。要は、そういうように昼と夜のいろんな、昼は農業で使って、夜はその分を液化して貯留しておく。例えば、昼間に足りない分はそこからまた余力的に出すということも考えられると思っていますので、そういったパッケージ化をまずしていきたいと思っています。昼と夜のパッケージングっていう感じですね。そうすることで横展開、違う自治体にも出せるだろうというふうに考えていまして、経産省とか含めてそういうような話を今させてもらっているところでございますので、状況に応じた取組を今後も心がけていきたいというふうに思っています。10トンが過剰な設備にならないように取り組みたいというふうに思っています。

○村岡委員

いや、です、いわゆる当初想定してた分と、正直、今日の説明を聞いても全然別物の計画というふうにどうしても捉えてしまうというか。逆に、今までの計画はもう、言葉あれですけど、ちょっともう無理でしたと。新たにこういう設備、こういう企業を持って、こういう新たな取組をしますというふうに言っていたいただいたほうが、個人的にはすごくすっきり腑に落ちるというか。10トンの二酸化炭素の回収の機器設備が過剰だったというのはちょっと言い過ぎだったかもしれませんけども、要するに、当初想定してたのと正直もうまるっきり形が別物になってきてるんです。

要は、21ヘクタールをどうするかというところで、先ほど言われた農水省の中身を使うためにバイオマスというのが活用できると。そこで、活用していきたいというようなことだったのが、先ほどのところでアルビータ単独で言ったらもう半分ぐらいしか使わなくなってきて、ほかのところとどういう提携になって、それがちょっと——すみません農水省から取られてる許可の部分ときちんと合致するようじゃないといけないと思うんですけども、そういった縛りがある中で、別の道を模索するというような方向であれば、まずは、今までの計画としての一区切りをつけて、全く別物というふうにされるべきではないかなというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○江島バイオマス産業推進課長

おっしゃられるとおりですね、先ほど申し上げたように、最初は二酸化炭素を10トンと決めて、それをこういうふうに活用するんだという考えがございましたけれども、その考えが、もう議会の中でも示したとおり、相当、大分差があるという状態でございます。そういった中でも、JAのように来られてかなり使っていただけるような状況も出てきていると。

そういう意味では、二酸化炭素の液化も含めて検討をすべきだというふうに考えてます

ので、液化について、今いろんな企業とお話をさせてもらっていますので、そこをいろんな——実際にできるとはちょっとまだ言えないところなんですけども、含めてですね、二酸化炭素の10トンまでの計画ですね、そこを決めていかないといけないと思っています。そこは時期を含めてですね、我々としては考えていきたいと思っています。

○江頭委員

4段階に、4区画に分割して、21ヘクタールのアルビータの計画が今出されたんですよね。それで、今日説明なかったんですけど、この図面も今日示されています。ただね、昨年の10月にこの会議で示された図面とは違うんですよね。

だから、今村岡委員だって……その土地利用の計画を僕らに示すときに、10月に示した土地利用の図面とこういう図面が新しくまた来てる。もうころころころころ、今回の契約先が変わると同じように、実際、たったこの間の中でこんなに変わると、何か信用が出来ないんですよね。

この土地利用の部分だって10月に示された図面と違うじゃないですか。だから今みたいな話のもとに……すっきりしないところが出るっていう。この図面と10月の図面の計画というのは、実際はもう半分しか使わずに、あとここに書いてあるように、第3、第4区画における整備は、「他社との協議が整い次第、適宜、整備することを想定されている。」と。この一文って、そうすると、21ヘクタールの半分は、実際アルビータがやるのか。いや、他社との協議が整い次第、他社についていうと、こういう意味合いが、私たちは非常に理解しにくいところがあるんですが、その点すっきり説明を。アルビータが今回、土地売買において21ヘクタールの土地利用計画をするっていう、この図面だって向こうの、10月に示したのも向こうの図面なんでしょう、向こうが提出した。ですよ。で、今度これですよ。その辺りはきちっとやっぱり説明しないといけないじゃないですかね。その点どうなんですか。

○江島課長

10月にお示しさせていただいたのは、4年前ですね。工事に入る前に、農振計画の農地転用を遂行するために、事業計画について記載をさせてもらっている図面ですので、いわゆる将来的にこういうことを考えていきたいということでの図面ではございました。それは、今の2ヘクタールをもとに、それを21ヘクタールに拡大したことを想定してつくられたものでございました。

今回お示しさせてもらっている図面につきましては、実際に今回、あと16か月とか20か月で作り上げていくものという形ですね、これから、また次期計画についても、考えられるということでしたので、当面、この計画を遂行するために提出されているということだと思っています。第3区画、第4区画につきましても、今、共同で事業を進めようということだということで企業間で話をされているということで私もお聞きしていますので、その辺りを含めた事業計画に今後なっていくのかなというふうに思っているところです。

○村岡委員

その他社との協議は、具体的に整いそうな話があるんですか。

将来的にはそういうふうに進めていって、ここに書かれてるように、三、四年後の着工を目指して、そのあとに第3区画、第4区画っていうふうにスケジュールを書かれているんですけど、今の段階でそういう具体的な話があるのか、将来的にはやっぱりそういうところも出てきて整備できるようになるっていう、正直手ごたえ感というところでちゃんとつかめてるものがあるんですか。

○江島課長

企業同士で秘密保持協定を結ばれて、現2ヘクタールの中で、まずは大きなプールで培養しようという企業間NDAを結ばれて、事業を進めようという計画がされております。されておりますその先に、今の契約、NDAを結ばれた企業との合意が得られれば、21ヘクタールで、事業用地を獲得してですね、アルビータが請負でその藻類を培養してというようなビジネスプランも想定されているということでございます。

○山下明子委員

2点なんですが、今の話との関係でいくと、現2ヘクタールの中での藻類培養技術を確立した上で広げていくというのがもともとあったからということで、それで21ヘクタールをとにかく買いますよというのは、まず21ヘクタールを狭めるわけじゃなくて、21ヘクタールは買うんだよと。買った上で、その第1、第2区画に関しては段階的にやるというのが一つありつつ、第3、第4区画に関しては他社との協議をしながら、それが進み次第、整い次第、適宜整備するというふうな書かれ方をしていると見たんですが、だからつまり、第1、第2区画の第1期、第2期とは別の、何ていうか、あれがあるのか。つまり、第3段階というわけではなく、これはこれで他社との協議はこの2ヘクタールの現時点での技術確立しながら、他社としながら、それをやりましょうかという話になったときには、第3、第4区画に関しても同時に進むということもありうるということなのかという、そういう解釈は成り立つのかというのが一つです。

もう一つ聞きたかったのは、もう一つ手前にこの申入れ書の関係でお聞きしたいのは、10月の特別委員会のおきに出された9月11日付けの売買相手が変わった申入れ書がありますよね、ここも。そもそもシンシアが買いますよというふうにしてたのを、シンシアのほうではちょっと違くと。アルビータの株式はシンコークリエイティブに譲渡されましたので、今後は、いろんな対応はアルビータ社及びシンコークリエイティブ社と対応してくださいよって書いてありますよね。

今回の申入れの関係にはシンコークリエイティブは何の言葉も出てきてないんですが、この最初の申入れによると、シンコークリエイティブがいろいろ財政的な点でも管理したり支援したりするんですっていうことを書かれてるわけですよ。それで、今度このセンターウエスト社が資金を出すとすると、最初のシンコークリエイティブはどこ

に行っちゃってるのか、そことの関係は佐賀市としてはどうなんですか、確認したり。ここの申入れ書では、今後いろんなことはアルビータ社及びシンコークリエイティブ社とご対応いただくようお願いしていますって書いてある以上、その一方の側だけじゃなくて、もう一方のシンコークリエイティブにもどうなってますかねって話はされてるのかどうか、2点。

○江島課長

まずは第1区画、第3区画のところですけども、第1区画、第2区画を今ですね、このようにちょっと十字に分けてあるそのものですね、ここの造成工事のときに使った道路敷でございまして、現状こういう線というか道路が入ってる。これをそのままの形でアルビータ社が造成工事に入りたいということでしたので、区画的にはこういう4つに分けられて考えられてます。

第1区画、第2区画を1期整備、2期整備と2つに分けて、ここでアルビータ社の藻類培養事業を展開して、第3区画、第4区画については、状況を見ながらではございますけども、他社との連携を進めていきたいということですので、アルビータ社の事業とまた別の事業というような位置づけで今考えられているということでございます。別事業と申しますか、共同事業ということでございます。ですから第3区画、4区画につきましては、第1区画、第2区画と同一で同時に並行的にやるということは可能です。それはもう、各企業との連携が整い次第ということだと思っております。

それと、申入れ書についてでございます。シンコークリエイティブという会社につきましては、アルビータ社の株式を全てという形で記載があります。確認をしましたところ、アルビータの取締役がお持ちの別の会社でございまして、代表はそのまま一緒のシンコークリエイティブという会社がアルビータの株式をそのまま購入されているということで、同一人物の方が株式をそのまま取得されているという形でございます。そこにつきましては、資金が動いているというわけではなくて株式の譲渡という形で動いておりますので、資金については、申し上げますように、そのセンターウエストのほうで資金提供を行っていくということで確認をしております。

○山下明子委員

前段に関しては同時進行もありうるということで。

後段の件では、ちょっと今回買い手の売り先が変わるからということで結構詳しくこうやって資料を出してもらっていますが、そういう目で見ると、9月11日付けの申入れ書に関して、シンシアがシンコークリエイティブになりましたというのは申入れ書いっぺんだけで、考えてみればシンコークリエイティブは何者という話が、今回出てきたセンターウエストに関する資料ほどには出されていなかったなと今ちょっと思って。今の御説明聞いてたら、結局、申入れ書のほうも出てくるのはシンシアの代表取締役社長の増田洋介氏とアルビータの中西元氏ですか、9月11日はその方しかこちらの関係が出てこないんです。

シンコークリエイティブになりましたって言うけど、シンコークリエイティブの代表が誰であるとかそういう資料も考えてみたらこのとき出されてなかったわけですよ。

なので、ちょっとその全貌は……今株式譲渡で資金は関係ないと言われたけど、こういう申入れ書が出てからはね、本当はきちっと資料はしてもらって、その関係性がよく分からなくなってくるっていうんですかね、いっぱい相手が変わりましたっていうのが出てくると、結局佐賀市って誰と契約してるのっていう話になりかねない。ずっとアルビータはアルビータですよと言いながらも相手変わりました、相手変わりましたっていうのは、ちょっと何か大丈夫ですかっていう話になりかねないんですよ。

だから、ちょっと前の資料に帰っちゃいますけど、シンコークリエイティブに関してもきちっと、一応資料は出してもらえないだろうかと思うんですが。今回は出てきてない話ではあるけれどもね。

○江島課長

シンコークリエイティブについても調査はいたしておりますて、その分の資料といえますか、抜粋になるかと思えますけどもその分はお知らせできると思えます。そういうふうにさせていただきます。

○江頭委員

いや、そもそもですよ、シンシアと契約するようになって、昨年の10月にアルビータと契約をしますと、シンシアから変わりました。その前後にそのシンコークリエイティブという今山下委員が言われるのが出てきたんですけど、実際見れるところでネットで見ると、それはそんなに資金力がすごい会社かというところでも……普通の、ちょっと表現は悪いですけどね。その時点で、アルビータと契約をすると言いましたよね。私たちにちゃんと説明をされました。であるならば、今回それがまた変わって、センターウエストになったときは、今山下委員言われるように、こんなに詳しい、センターウエストっていう会社なんですと、民間会社にも企業調査を依頼しました。

で、一番に思うのは、アルビータと契約しますと、そのときには、もうアルビータは事業主体だけど、アルビータの会社のちゃんとした、民間調査に依頼して、この21ヘクタールを買うに足りうる会社かということをおなたち認めたということじゃないですか。

その説明が、で、いや、アルビータはとても買えるような会社じゃありません、いや、だから資金力があるセンターウエストに今回変えますというのは向こうからの依頼ですよ。あなたたちがアルビータという会社と売買契約を結ぶということを私たちに言ったその時点で、アルビータという会社の評価はちゃんと——その資金力ですよ。その事業主体じゃなくて、そういうところをちゃんと調べなかったかどうかということをお聞きしたい。

○江島バイオマス産業推進課長

昨年の10月に株式会社シンシアを中西雄三氏のほうがJ-STARというファンドに

売却されて、その売却された売却益について、センターウエストのほうでその資金管理をするということで、その資金をもってアルビータの企業運営を行っていくという話は10月の時点でお聞きしておりました。アルビータのほうでセンターウエストの資金を調達されて購入されるということで我々はお聞きしていましたので、議会のほうにはセンターウエストのことは触れずに、アルビータ社が購入されて、そのまま契約もアルビータ社がされるということで報告していたことをごさいます。

我々としては、センターウエストのほうで資金を、売買益をとられて、それをこちらのほうに使われるということはお聞きしてましたので、アルビータの資金の管理といいますか、資金の調達といいますか、その資金調達力というのは、シンシアの売却益を背景にかなり資金はお持ちなんだろうということで考えておまして、アルビータそのものの事業は、アルビータ社だけではなくて、その後ろにセンターウエストを含めいろんな会社がいらっしゃるということで、事業をそこで考えていたということをごさいます。

今回の説明としては、センターウエストのほうがより有利だということで判断されたということでの御説明ではごさいますけれども、アルビータ社については、10月の時点で、アルビータのそのものの資金の売上げが上がっているとかそういうことではなくて、もともと2ヘクタールではまだまだビジネスとしては小さいので、21ヘクタールに進出したいということをおっしゃられてこの工事に入ってますので、そういったことも踏まえてですね、センターウエストがもっと資金を調達して、そこから資金を得て、アルビータが次のステップに進むという内容で我々は捉えておったところをごさいますので、今回は、なお、センターウエストのほうで契約をされるということですので、我々としては、契約の相手方としてアルビータよりもセンターウエストのほうが資金管理能力も高いと思っていますので、今回は、アルビータ社のほうからセンターウエストでと言われたことで、よりいい方向に進むのかなと思って提案をさせてもらっているということをごさいます。

○江頭委員

察するところ、シンシアにしてもアルビータにしても、今回初めて名前が出てきたセンターウエストにしても、中西家一族の株は当然、そういう中西家としての一族での売買、保有的なものはあると思うんですよ。であるならば、アルビータとセンターウエスト、法人と法人の間での株の持ち株っていうようなところまで、きちっと——中西家一族の個人じゃなくて、法人と法人ですよ。代表者も違いますよ、親子で違いますので、今回、そういうところもちゃんと調べられてるんですか。

○江島課長

株式につきましてとか、いわゆる会社としての連結があるかということは調査しましたけれども、そこはないということでした。

いわゆる親子関係でございますので、そういった意味ではシンシアの中西会長が、シンシアを売却されて、その売却益をとということでですね、その一つの理由に高齢化というこ

ともあるということでおっしゃられてましたので、そういった意味では相続も含めた形での、今回のスキームなのかなというふうに考えております。

○江頭委員

ということは、法人と法人との株の持ち合いというのではない。ということは、先々、アルビータの社長がセンターウエストの社長としてなればの話ということになるわけですよ。法人と法人との考え方ということは、今はそれが無いということですよ、お互いにその持ち株的なものは、個人……

(発言する者あり)

もちろんそうだけど。ということは、センターウエストというのは、もう完全に法人としては、ただ、中西雄三さんですか、その人の、もう全部、その全株であるということに理解していいんですか。

○江島課長

もともとシンシアを経営されていらっしゃった方ですので、そのシンシアからの株の配当がございまして、その株の配当を管理されていた会社でございます。そういった意味ではセンターウエストという名前もですね、中西さんの中西っていうことでつくられてるような、いわゆる資金管理のための会社でございます。そこに中西元氏も——息子さんですが、入られて、そこで取締役もされているということで、そういった意味ではですね、先々の相続も含めたことまで考えられているというふうに考えています。

○山下明子委員

単純な質問なんですけど、その事業主体であるのはアルビータだからアルビータに売るというのは最も当たり前で自然な形ですが、事業主体でないところに土地を、自治体ですね、自治体が事業主体でないところ、しかも不動産とかそういうことを主な目的として設立されたところに自治体が売るということは、特に問題はないのですか。

先々でこうやってやるのが分かっているからいいですよというレベルでいいということなのか、それともそういう手法自体は全然問題はないということによろしいんですか。

○江島課長

今回、資金調達会社で事業主体とは別の会社にはなりますが、全く関係のない会社ではなくて関連会社という確認はとった上で、事業をきちっとされることも確認をした上でですね、今回の関連の中で売買の契約を結びたいと考えております。通常、何も関係のない会社に、それを事業として売るというのが——今回のケースでいけばですけども、今回のケースがかなりその、もともと転売の目的で造成工事に入ってますので、工業団地計画と違うところですけども、そういった意味でもかなり違う、今までの立てつけと違う中での企業との売買契約の結び方だというふうに思っていますから、確認をした上で、売買契約を結ぶということですよ、法律的に問題ないかといったら問題はないというふうに

思っております。

それは売買先、契約先としてですけれども、ただ、何回も申し上げていますが、確認をした上でということは、事業がちゃんとした方に進むんだということを明確に我々が認識できるという、客観的な証拠を含めてできるというふうな状況で売買契約を結ぶということで今回考えています。すごくケースとしては非常にレアケースではあるんですけれども、取組としては、そういうふうの確認の上に成り立っている契約、もしくはそういうその契約の行為だというふうに思っています。

○村岡委員

まさにその転売の件でなんですけれども、これ実際に契約を結ばれて、売買が成立した後も転売が出来ないという効力を持たせるという意味なんだろうと思うんですけれども、これについての法的な根拠で、ほかにそういう事例とかというのはあるんですか。正直、財産として売ってしまった以上、そこをどこまでももとの売主が制約できるのかというところについては、結構難しいんじゃないかなというふうに個人的に思うんですけれども、その点の法的な根拠とかというのはありますか。

○江島バイオマス産業推進課長

覚書の中で、指定期間というものちょっと持たせるということにしています。これは所有権移転を受けた日から5年間という形で記載をさせています。これは、基づくものは、うちの規則ですね。いわゆる公共用地の売買に関する規則で5年以上の転売を禁ずるという形で規則をつくっていますので、それになぞらえて5年間はという形での覚書締結にさせてもらっています。

○村岡委員

その覚書というのは、更新をすることが可能なんですか。

○江島バイオマス産業推進課長

今の覚書の中に更新の明記はしてませんが、双方で確認し合うということはいれていますので、双方が納得すればそれは大丈夫かと思います。また覚書を新たに締結することは可能だと思います。

○村岡委員

この双方の納得ができればというのはどういう状態でもそうだと思うんですけども、逆に言うと双方の合意がなされなければ、5年たってしまうえば転売とか売却は可能だということになるわけですね。で、実際、事業主体ならまだ購入するという部分でのリスクをとって、持ち続けるというのは可能なんですけれども、先ほど言われたような管理を主とするような会社に販売した場合、正直その制約というのは余り効果があるようには思えないんですね。ということは、当然もともと農地のところでしたし、条件があつての開発とか造成なので、ちょっとその辺は転売って仮になった場合の時というのは、ちょっとまだ法律的に分かりはしないんですけれども、そういったところのリスクを抱え

た上での契約にならざるを得ないということですよ。

○江島バイオマス推進課長

リスクといいますか、一つはですね、市街化調整区域であること、農業用施設用地である——要するに農振の網がかかった状態であるので、当然そのことは記載をしてですね、そこはもう変わらないはずですよ。そういった意味では、転売をしようと思ってもできる土地ではないということも重々分かった上で購入されるということですよ。今言わせていただいたように、企業と共同で使っていくとか、いろんな研究機関を呼び込んで一緒に研究していくとか、そういう用地として活用したいということでおっしゃられていますので、そういうことを踏まえた上で、分かった上で、そういうことを考えられているということですよ。ございますので、まず、覚書の中で、転売の禁止であるとか指定期間の5年間というものを記載させていただいて、当然その中でも記載がありますが、市街化調整区域であることも農業用施設用地であるということも記載をさせてもらって、重々分かった上で、この購入に、売買契約という形にしています。そういった意味では、すみません、悪意をもって何かをしようとする企業であっても、これは出来ないということにしてるという状況で考えています。

○山下明子委員

今の転売の期限ですけど、5年以上ということ佐賀市としてはっていう、何か5年以上幾らでも、もう少し長くすることもできると思うんですけどね。別件で、例えば自治体で、大型企業、大型店舗が入ってくる時に、入ってくることは駄目だとは言っても、入ってきた以上はさっさと出ていっちゃ困るということで、例えば10年とか15年はいなさいよとか、そういう縛りをむしろかけて、ちゃんと定着しなさいというふうにやっている自治体とかがあったりするよね。そういう点からいったときに、5年って、何かこれだけのことをやるのに短くないかなという感じがするんですが、10年とかそういうふうなことは検討されてなかったんでしょうか。5年って妥当なんですかね。

○江島バイオマス産業推進課長

企業にとってもそこに上物を建てて事業展開されるわけですので、当然設備投資されるので、その設備投資は当然回収したいとかいうことで事業をされるわけですので、そういった意味でも、そもそもが転売を目的として購入されていないということは、ここで確認をしているというふうに思っていますから、あえてそこを10年とか、数字的に縛ってしまうっていうのもですね、非常にちょっと信頼関係を含めてあるのかなというふうに思っています。5年間は確かに最低ラインだというふうに思っていますので、当然それ以上続けていただけるように、我々も支援を続けていきたいと思っていますし、そうは言いながらも転売出来ないようには縛りはかけているので、その辺りをですね、ちょっとバランスをとりながら、今後も事業の展開に向けて我々も汗かいていきたいと思っています。

○堤委員

私も一つ聞きたいんですが、あと残りのこの第3、第4区画の部分ですけどもね。例えば、農業委員会あたりで許可取ってやる場合、事業というのは大体2年以内にはちゃんとしなさいよとか、常識的な範囲でありますもんね。今の話を聞くと、いわゆるこの成果物の藻類から抽出したアスタキサンチンを売り先が決まればつくりましょうということなんでしょうかね。そこら辺のところをもうちょっと細かく——何か今協議しているような話もあったんですけども。具体的な話としてはどうなんですか。

要するに、第1区画、第2区画の分で、支持者なり何なり、既存のお得意さんの分はもう確保できると。したがって、これからつくる分というのは、売先が決まれば、景気がよくなれば頑張ってやりたいんですよという話なのか。もうちょっと具体的な、もう既に目の前に対象となる方がいらっしゃって交渉をされていて、半年、1年ぐらいのうちにはそういったものが決まるのか。ちょっとそこら辺のところをもう少し細かく、感触として、お話しただけませんか。

○江島バイオマス産業推進課長

まず、この事業計画の中に書いてあることなんですけども、今の2ヘクタールをやるに当たって、かなりコストがかかってしまっていると。要するに、ランニングコストがかなりかかっていて、一つの製品をつくり上げるまでにかなりのコストがかかっている。それを市販のアスタキサンチンで売ってもですね、なかなかビジネスとしては成り立たない。それぐらいコストがかかってしまっているということで記載されています。それは、まず佐賀でちゃんとした培養ができるのかということから、アルビータ社は研究から入っていますので、そういった意味では、いろんな大きな設備といいますか、そういったものも含めてコストがかかってしまっているという中身でございます。

今回、21ヘクタールの第1区画、第2区画について、そういったコストダウンできるような施設をつくり、さらに培養量を増やすということで、今は出来ていないいわゆる企業間連携——B to Bですね、アスタキサンチンを企業に売って、その企業がアスタキサンチンが入った商品を販売するというようなB to Bが今出来てない状態なんですけど、これも視野に入れていきたいというふうに考えられているということです。

第4区画、第3区画それぞれにつきましては、今の2ヘクタールのアルビータの用地の中で、まず佐賀でそういったある企業が目指す品質の藻類が培養できるのか、そういったものもアルビータの施設でできるのかというのをまず確認をした上で、商業ベースの生産もアルビータのほうに、行く行くは、そこがうまくいけば委託したいということと言われておりますし、我々としてはその先を目指して、第3区画とか第4区画に、その企業が進出をしてですね、アルビータがそこを委託で請け負うようなビジネスモデル、そういったものが出来ないかということで今考えているところです。

○堤委員

そうすると、生産するところは違うところを想定されてるわけ。今の話でいくとアルビー

タがちゃんと活用するんじゃないくて……ちょっと何か話がおかしくない、それ。

○江島バイオマス推進課長

共同でされるということなんですけどね。アルビータにいわゆる生産を委託されるという形で、アルビータとの共同でここにものを建てられると、そういうイメージです。アルビータの事業としてそれをやられるということですね。

例えばですが、今の2ヘクタールの中で請負の契約を結ばれたとしたときに、アルビータはそこに人もつけて出すので、年間の維持費、生産にかかるコスト、あと人件費を含めたものですね、それで契約を結ばれるというふうに考えてます。アルビータにとっても、いわゆる人件費の抑制にもつながっていくだろうというふうに考えますので、アルビータのメリットとしても大きく、そこを呼び水として、佐賀市にそういった企業が進出していただけとなれば、佐賀市にとってもメリットがあるものだというふうに考えているという内容でございます。

○堤委員

僕は、アルビータさんって太っ腹で、こんだけの広さでがちっと商売されるんだなというふうに思ってたんですけどね。どうも聞いてると、随分先に都合のいい想定なり、夢を描きながらね、うまくいけばそうやりたいなという、その程度の話だったのかっていうのが、ちょっと聞いててね、そんな話なのかって今思ったんですけどね。随分、当初と話が違うんじゃないですかね、なんか。本当にそれが、課長がおっしゃるようなことであれば、よくもまあ大風呂敷広げてくれたなという感しかないんですけどね。資金にせよ、今言ったことに対してね、そのコストがかかったからちょっと思ったより違ったんだよっていうのは分からんでもないけど、もともと市場があって、そこにそれだけのものが供給できる市場があるからこれだけの広さが必要なんだって言われてるんだと僕は思ったんだけど、どうも今の話でいくとね、それはもちろん成長産業で、これからの可能性っていうのは分かりますけども、その話でいけば、そうなるかも分からんけども、ならん確率も相当大きいなという気もするしね。そんなときどうするよって、ここの第3、第4区画ってね。元の農地に復すのか、返してくれるのかね。農業委員会の原則でいけば、使わなかったら農地に復しなさいとなってんだから。芋でも植えるのか知らんけどさ。どうすんのか知らんけど、ちょっと話が違うやつだよ。と思うでしょう、皆さんも。それを分かった上で今までずっと話してきたの、違うでしょう。いえ、だんだん話が変わってきてるんで、えー、困ったなと思っていらっしゃるでしょう、執行部の方も。違うんですか。そんなの分かってされてるんなら、僕は……

○江島バイオマス産業推進課長

アルビータのこの事業につきまして、当初から2ヘクタールでは事業の採算がとれない、ビジネスプランには乗らないので、まずは2ヘクタールから開始させて、アルビータのいわゆる培養技術とか、佐賀でちゃんとした藻類が取れるのかというのを確認をする

と。それと並行して、やはりビジネスプランとして乗せていきたいので、21ヘクタールの事業用地の取得という形で申込みをされた経緯がございます。で、今回2年間で、そもそもこの事業の工事にかかって、平成29年、平成30年で事業用地の造成工事という形に入っていました。結局、平成31年までかかって、繰越しをして、平成31年になりました。令和2年のときにいわゆる筆界特定の件がありまして、売買が成立しないという形になってしまい、現在に至るといふことで、アルビータにしてみれば、1年、2年、事業用地の売買が遅れたという形になってしまっています。

先ほど申し上げたとおり、ビジネスプランを乗せるためには、21ヘクタールというように大きな用地を使ってですね、やらないといけないといふことで、確におっしゃられるように、第1区画だけで終わってしまえば、もともとの計画というのから大きく逸脱して、違うものだろうといふふうに考えますが、先ほど御説明したように、2ヘクタールではかなりコストがかかってしまうといふことで、**同い**で、その技術は、培養技術はもうでき上がっているとおっしゃられていますので、今度はコストを下げたための施設の建設と、いかにコストを下げた、ランニングコストを下げた、培養ができるのかといふことを、今の中で考えられていて、そこを実際にやっていくんだってこと言われていますので、第1区画、第2区画だけではなくてですね、ひょっとうまくいけば第3区画第4区画もこういったものをつくられることも可能ではあるかなといふふうに思います。

我々としてはアルビータの事業計画、その時々で変わることもございますけども、それは、現状を見ただけの中ですね、変化に対応した計画だろうといふふうに考えていますので、まずは第1区画、第2区画の事業を成功にさせるといふことをですね、1番に考えていきたいといふふうに思っています。

○西岡義広委員

ここでは売買価格といふのは言われんやろうけど、思い出してみると、久保泉の工業団地の跡地としてから新しい工業団地をつくらうといふことでですね、農地転用が非常に難しかったといふ経緯で、今現在があるかと思っております。この部分、福田地区、ちょっと前の話になるんですが、地権者が売られて、田んぼ一反当たりでもいいんですが、どれくらいで購入されたか。それと造成工事に幾ら投資をしてきたかといふ部分、今分かりますか。

○森環境部長

説明しますと、福田工業団地の予定地は26ヘクタールでございました。今回整備するのは21ヘクタールで、その21ヘクタールの分は、平米当たり4,600円です。その工業団地のときの予定単価と同じ額で市が購入しております。それを整備しまして、前回の1月の特別委員会の資料には載ってるんですが、販売価格は載ってます。今言いますと、12.6億円という形に、まるめればですね。平米で割戻しますと、大体6,000円ぐらいという形になります。だから、造成工事費が1,400円ぐらい乗ったっていう形になりますね。合

わせて平均 6,000 円ぐらいになります。以上でございます。

○村岡委員

そうすると、結局二酸化炭素の分離回収事業は、設備を整備してきちんと取り込まれようとしたきっかけは、やっぱり 2 ヘクタールでは採算ベースに合わないの、広く設備投資をしなきゃいけない、そこが 21 ヘクタールだったと。そこに必要な二酸化炭素の量から割戻して、余裕を持たせて、10 トンという数字をはじき出されて整備を行ったっていう、そういう流れだったとしたらですね、やはり今の形で話が進む以上、まず今回の整備で、仮にアルビータが半分の敷地面積でやったとしても、単純に 0.5 トンですよ。で、残りのところは研究機関とかって言われると、それだけ使用するめどがもっと減ることになると思うんですね。となったら、やっぱり先ほど堤委員とかも言われましたけれども、計画自体というか、中身自体が大幅に変わってるので、要するに、もう本当に全く別の事業だっていうふうな進め方なら話も分かるんですけども、あくまで延長線上でやってるんだってところがどうも腑に落ちなくて。

○江島バイオマス推進課長

確かにおっしゃられるように、二酸化炭素の最初の計画からすると、かなり離れた状態に今があるというふうに思っています。単純に申しますと、アルビータが大きな事業計画を、今後展開させるための次期計画としての大きな事業計画をお持ちであったので、それに合わせた形で我々は装置を建てたというところですけども、実際のところ、そこがそこまで多く必要ではないという形になった。ただ、そうは言っても、あと J A が来られたり、いろんなバジルの会社が来られたりして、二酸化炭素を使っている状況があると。

申しあげましたように、昼と夜の差も出てきますので、言われたとおり、当初の計画、考えていたものよりも大分違うものにちょっと今形がなってきたので、二酸化炭素のいわゆる 10 トン計画みたいなものを作成していく必要があるだろうというふうに思っています。先ほど申しあげました液化というものが大きく鍵を握ってくるというふうに我々思っていますので、その液化を含めて二酸化炭素の 10 トンまでの計画といえますか、考えを含めてまとめていかないといけないというふうには思っています。今それを含めて企業と液化についてお話をさせてもらっているところで、詰めた内容を話していますので、そこが決まればですね、非常にそのステップとしては次のステップ、10 トン全部使えるまでの計画が立てられるというふうに考えています。

委員言われるように、そういったものを、計画をつくって、それを提示しろという話であれば、そこも企業との話ができればということになってくるんですけども、考えていきたいというふうに思っています。

○村岡委員

バイオマスで取り込まれたときに、いわゆる設備投資で、もう巨額の金額を使ってい

く、それは二酸化炭素を分離回収して販売の量で賄っていけると。それが、計画が変わっていったけれども、最終的には販売益で回していけるので、回収ができるという計画を示していただいている、販売先が変わっただけというふうな捉え方もできるんですけども、逆にもうほとんど使われるようなことがない量しか消費されないわけですから、そこをベースにした計画ではなくて、しっかり、もう先ほど、つくり変えるっていうのを提示するというのであれば、しっかりそれを出していただきたいと思います。そちらのほうの液化だなんだっていう販売が順調にいけば、今の状態よりも早く回収ができるわけですから。

○江島バイオマス産業推進課長

液化については、我々もかなり重点的な課題といたしますか、取り組むべきものだと考えて、来年度の早いときから液化についての全庁的な調査の場といたしますか、そういったところを取り組もうというふうに考えております。今、それと同時並行で企業と液化ドライアイスについての協議をさせてもらっているところがございますので、いましばらくそこを我々としては進めながら、現実には液化をどういった形で進められるのかっていうものを調査し、それをまとめていきたいと。来年度中にはまとまるというふうに考えています。

○堤委員

私はちょっと液化の話は別の話だと思っていますんで、別途お話いただいていると思いますが、今この土地の売買の話をしてるわけですね、こうやって名義がいろいろ変わるとかいうのは、これは節税対策とか相続対策とかいろんなことを含めてのお考えですから、僕はこれにもあんまり異論はないんですよ、ちゃんとした会社であればですね。異論はございませんが、残りの第3、第4区画をいつの頃からちゃんと使ってくれるのかと、これはお約束ですから。やっぱりそこを使っていだかないと。そういった意味では、少なくとも、同時期での着工にならなくても、2年以内とかにはそういった事業を起こしていただくような、そこに協力会社が一緒にやるのかやらないのかは別としても、まずはきちっとそこを稼働させてもらうということ、やっぱり少なくとも契約もしくはその契約に対する附帯事項としてですよ、やっぱりお約束をしてもらわないと。それいつになるか分かりませんわと言われてね、それで、もうこうなったらしょうがないから一緒に売りますわって、そういう話にはならないようにしていただきたいなと思うんですけどもね。契約書の本条文に入れるのがあれであれば、よく使われるというか附帯事項みたいな形で、附帯契約とか覚書っていう形でもですよ、やはり2年以内にはここにそういった趣旨の利用をするということですよ、やっぱりぜひ書き込んでもらうってことは、やっぱり市としても必要じゃないかなという気がしますけどもね。立場が変われば、僕がアルビータの立場であれば、まだ先の全然見えないのにそんな約束できるものかというお気持ちは分かりますけれども、そんなことを言ったらね、あらあらって、ずーっと空き地のままやんかって。5年たったらどうなるか分からんというようなふうでは、完全に僕らから言わせると、何かそれちょっと裏切られたっていう感じにしかありませんし、皆さん方も、

お立場上困られると思うんで、やっぱり売る立場としては、きちっとそこは、こっちもですね、言いたいことをやっぱり言わんばいかなという気がしますけどね。だから、何でもかんでも、向こうの言うとおりする必要はありませんから。うちが売る立場ですから。後戻り出来ないなんていう発想をされるのは、僕はいかがなもんかと思えますよ。やばいと思ったら、やっぱりそのときは足踏みもせないかんし、白紙にすることだってないことはないんですから。それぐらいのつもりでやっぱりやらないとね、こういったものはいけないなあということをやちょっと思いますので、ぜひそういう何かの時限的な区切りは設けられるべきじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○江島バイオマス産業推進課長

委員おっしゃられるように、覚書についてですけども、例えば覚書に全区画を2年以内についてというのは、かなり厳しい条件だというふうに思います。いわゆる条件付で販売をするということでは、例えば一般の工業団地につきましてもそういったことをしているわけでもございませんし、今回、この造成に当たっては、21ヘクタールの中にいろいろ金立線であるとか尼寺の雨水幹線であるとか、そういった公共用水がありまして、どうしてもそこは民民では出来ない工事だということで佐賀市のほうにお願いをしたいということでの造成工事、佐賀市の請負といたしますか、我々がそこを担って工事を代わりに行うという内容でございました。通常であれば民民でよかったところが、そういった状況だということ踏まえた上では、2年間であるとか、そういったその条件をつけてお売りするっていうのは、非常にその企業にとってもリスクですし、企業としては、そこは、そこまで踏み込んで書いてしまうと、買う買わないの議論になる可能性もあるのかなというふうに思います。

そういった意味では、我々としては今後も真摯に向き合って話をさせていただいて、当然、第3区画、第4区画、もしくは、そのスピード感も上げられるように努力をしていきたいと思っていますし、そもそも申し上げたように、佐賀市にそういった藻類産業であるとか、アルビータだけではない第3第4のですね、そういった藻類の事業者に来ていただいて、佐賀市のそこに藻類の産業を呼び込むということをまず目途に考えていますので、そういった意味では、そこがですね、アルビータの事業がよりスムーズに進むように、我々としては体制をとって応援をしていきたいというふうに考えています。まずは、売買を先に結ばせていただいて、その後の事業については、一緒になって考えて行動していきたいというふうに考えております。以上です。

○堤委員

課長の考えはよく分らないんですけどもね、今の話を聞くと、2年や3年ぐらいじゃとてもとてつってというような話みたいだから、ええって、ちょっと先ほど1番初めの説明とまた少し違うじゃないのって思うんですよね。もう何か少しかう当てがありながらの話かと思ったら、全くそれじゃ、二、三年じゃとても勝負つきませんよ、決まらんで

しょうというような見込みの話をされているので、またまたちょっと愕然とするんですけど。そりゃねえ、やっぱり甘々じゃなかですか。本当甘々だと思いますよ。寄り添っていきたいってさ、向こうはね、都合よく行政が利用されたいかんですよ。少なくとも向こうのほうがよっぽど御商売にたけていらっしゃるんだから。何でもかんでもぺこぺこ頭下げなくちゃいかんなんて。地主が頭下げるなんてことがあるわけじゃないですか。地主は頭下げなくていいの。そこはね、ちゃんと向こうにも責任とってもらわないかんとかやけんが、きちっとすべきだと思いますよ。もっと言うなら、取りあえず第1区画と第2区画を造成してお売りいたしましょうと、残りの分についてはまだまだ空けていますけれども、自分たち市としても誘致企業を探しますよと。たまたま空いていれば、お譲りしましょうというぐらいのつもりを、ぴしっとしないと、僕はやっぱりまずいんじゃないかなって気がしますけどもね。別に分割してやったって構わないんじゃないですか。ただ、逆に言うと、市民とか議会に対しても説明がまだつきやすい。多少恥はかきますけどね。そのほうがまだ堅実だと思います。そうしなければ、先は分からんけども、四、五年先もまだ見えないけどもってね、でももう決まったことだからもう寄り添って売らしましょうやと言われてたってさ、後で後悔するのは誰ですか。そんな話は僕はないと思いますよ。そんなに弱腰にならなくていいですよ。もう対等ですから。対等なんです。一緒にアルビータとやることに対しては全くさ、そこはきちっと向こうに説明をしながらですね、しかし通らんことは通らんと、常識が通らんことは通りませんよという話をしながら、やっていかないとまずいという気がいたしますけれどもね。よくやっぱり執行部内でもそこら辺の協議をされる必要があるんじゃないでしょうか。別にそれで全体の計画が僕らはね、阻害しようとか、そんなことは一切言ってないわけで。いつでもその場所は、当分の間は御用意しますよということは言えるわけですから。向こうも楽でしょう、財務的な負担が軽いんですから。ただ、しばらくの間塩漬けになるわけですけどもね。

いずれにしても、いろんな方法があると思いますけど、決して卑屈になって市が後手後手に回る必要は僕はないと思います。そこら辺はもう一度お考え直して、大局的な、本当にめどがある程度立ちつつあるっていうのであれば、僕はもうこんなことは申しませんが。いずれにしても、そこら辺は、実際、アルビータと交渉されてる執行部のほうが1番詳しいですから、でもそこは何らかの説明をきちっとやっぱり議会に対してもしてもらわないといけないんじゃないかなという気はいたしますけれども。今の話でいくとどうも二、三年どころか四、五年ぐらいはめどが立たんようなお話のようにしか聞こえませんが。もうこれ以上は言いません。

○大串企画調整部長

委員の懸念される部分、やはり第3、第4区画が本当にものになるかどうかということだというふうに思っております。ちょっと途中も説明を申し上げましたけれども、今ちょ

つと企業間で秘密保持協定を結んでですね、実際、第3、第4区画を使って事業展開しようという話は具体的には進んでおります。ただ、なかなかそこをですね、やはり時期を示せなかったのでもっと先ほどのような説明になってしまうんですけども、実際見込みがあるということで、今回やはり全部、4区画まとめて売却をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど、第3、第4区画がなかなかやっぱり、じゃあ、それが二、三年先なのか、四、五年先なのかっていうところは、やはりもうちょっときちっとすべきじゃないかという御指摘だったと思います。やっぱりそこについては、私たちも当然非常に懸念するところでもありますので、そこがやっぱりうまくいくように、市としてはきちっとした働きかけは当然していくべきじゃないかなというふうに考えているところでございます。うまくいけば第1区画、第2区画と同時並行でですね、第3区画、第4区画も同時並行でいく可能性も随分ありますので、そこを見据えながらですね、なるべくやっぱりそういうふうに行くように持っていく努力っていうか、責務も私どもにあるかと思えます。やはりこれだけの土地を造成して、こういう事業に使ってもらおうということになれば、やはりこれが軌道に乗るということをやうまくこのほうに流していくというのは、やっぱり我々の責務だと思います。そこを踏まえた上でですね、今回、覚書は、もし少し踏み込んだ内容があれば、もう当然どんどん踏み込んでいきたいというふうに考えておりますけども、なかなかちょっと時期まではひょっとして結べないかもしれませんが、それに代わる何かそういう踏み込んだ内容というのは、当然検討はさせていただきたいと思えます。

今回は、やはりこの4区画、同時に売却させていただきたいというふうなことで、議会のほうにも御理解をお願いしたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○江頭委員

この売買契約というのは、12億6000万円って、もう買う側のほうが大変だろうなっていう認識に私は立ってます。ただですね、今、村岡議員じゃないですけど、1番最初から言われたその二酸化炭素の回収事業、もうどれだけやっても、21ヘクタールやっても1トンに届くか届かないっていうことは、これは確かに藻類培養拠点としてのアルビータの誘致ということは理解できるんですけど、二酸化炭素回収事業においては、もう藻類培養ということはやっぱり切離した事業ってしないと、1番最初に二酸化炭素回収事業はこの21ヘクタールを使った事業として投資したわけですね。それが無駄だったとは言いません。今液化の話出たんですけど、ここで言うとまた……だから皆さん方は液化を考えたんでしょから、やっぱり村岡委員言うように、アルビータの進出は二酸化炭素の回収事業とはやはりちょっと違った形のもう別事業になったという認識を私は村岡委員と同じように持つんですけど、その辺の確認はどうなんですか。

市民は、もうほとんどアルビータの進出というのは、二酸化炭素の回収——その流れと

しては、議会にはいろいろと説明をされてきました。しかし、何かイコールみたいにしか捉えてないんですよ。市民の皆さん方も、私たちも——まあ、議会の中でもまだそういう認識があるかもしれませんけれども、片や下水道ではユーグレナやってますよね。ですから、何か21ヘクタールがそういう二酸化炭素の回収とつながってるみたいなふうに捉えるんですけど、その辺はもう認識変えていいんですよ。どうなんですか。

○江島バイオマス産業推進課長

二酸化炭素分離回収事業そのものは、やはり言いましたとおり、21ヘクタールを見据えた事業でスタートしているということでございますので、そこがですね、その根底にあった、想定していた二酸化炭素量までいかないということがもうはっきりした段階ですね、今の2ヘクタールでもそのとおりですのでかなり厳しいところであるんですけども、そういった意味では、藻類と二酸化炭素は切り離して考えることも確かに言われるとおりそうかなと思います。

ただ、言いましたように、じゃあ今度二酸化炭素のどういう計画を立てるんだということに当然なると思いますので、そこはですね、申し上げたとおり、液化を含めた形でまた検討させていただければと思っております。

○野中宣明委員長

よろしいですか。

○山下明子委員

私もこれ、買う話自体は、買った後のことは買った人の責任でやることなので、2年でどうかこっちが条件をつける話ではないと思うんですよ。要するに、むしろそれは使途の問題。どう使うか、何のために使うのかということのほうがむしろ重要だと思うので、条件と言えばそっちのほうなのかなとは思うんですよ、時期的なものよりも。

それで、第3、第4区画に関しても、他社との、いろいろあれが、協議が実は始まっているという話なんですけど、この事業計画の中にあれが入ってましたよね。「他社との農水産業向け飼料培養や共同学術研究施設等に活用する等多目的に活用する事を考えている。」という言い方ではあるけれども、農業用地としての本来の目的から外れないようにしようという意思は一応持ってあるんだろうなとは思うわけなんですよ。

だから要するに、新しいことを始めるときに、一つの会社だけじゃなくて、共同で開発するとかってことは当然ほかのいろんな分野でもあることだから、アルビータがアルビータの責任において、ほかの企業の手も借りながらこの藻類に関して何とかしようと思うということに関しては、それはそれでやっていけばいいとは思うんですよ。

だから要するに、佐賀市がもともと藻類に関して、その可能性を見出してここにかけようと思ったところに関しての、佐賀市としての、何て言うんですかね、その気構えというか、可能性とか、どうしようと思ってるっていうところは、そこはそことしてきちっと持つかないと、それと別に、それは二酸化炭素を使うという一つの目的と同時に、藻類は

藻類としてのまたいろんな可能性があるという話と両方きちっと持つかないと、何かこう、ふらふらふらふらしてるとね、何か大丈夫かなっていうふうな感じにもなると思うんですよね。だから、そこはきちっと藻類の可能性だとか何かっていうことは、そこはきちっと語れるものをいつもしっかり持っておかないと駄目というよりもまだ研究始まったばかりの段階だと思わないので、まだまだ今やることあるんじゃないかなあと思うんですよね。なので、だからアルビータだけではないということも当然あるんだろうというふうに思うわけですよ。やり方に関しても。なので、むしろ一つのことを大規模にするよりは、きちっと買ってきて、自分たちの責任でいろんなやり方でやってみたいということ、それは一つのイノベーションとして考えていけばいいのかなとは思わなげなです。

だから、用途はきちっと、何のために佐賀市の用地を売ってするのかってところだけは、はっきりしておく必要があるとは思っています。

○江島バイオマス産業推進課長

用途の明確化ということだと思います。農地であるということと農地以外のこと、農業以外のことは出来ないということの理解はきちっとしていただいでいて、藻類以外、いわゆる工業団地的な、そんなものは出来ませんということでの御理解はいただいでおりますし、そういったことでの事業計画も立てられていると。

他社との連携なんですけども、我々は藻類協議会を立ち上げておまして、その中でもたくさん企業の今入っていただいでいます。大きな企業も今はかなり入っていただきました。その企業が持つてくる技術であるとか藻類に対するいろんな研究であるとかということもその中から出してもらって、じゃあ実際にやってみようというところが実際ないんです。国内になくて、土地がないとかそういう要件がない、そういう行政のバックアップもないというところがほとんどでありまして、そういう意味では佐賀市がそこに名乗りを上げていることですごく注目を浴びておまして、藻類バイオマス協議会のホームページのアクセス数も1日70000件ぐらいのアクセスがございます。そういった意味でも注目を浴びておりますので、企業が寄って、そこで協議をして、佐賀で実際にやろうという土壌を我々としてはしっかりつくっていく。そのための、言われたように、しっかりした考えですね。そういったものを明確にして、藻類の活用を通じた産業の活性化、佐賀市が藻類のまちとして、いわゆる産業を興せるようにこれからも頑張っていきたい、努力していきたいと思っておりますので、そこら辺は今回のこの売買を起点にですね、そういった企業が集まってくる、そういった形をつくっていきたいと思っております。

○田中上下水道局長

私も2年環境部におりましたけれども、その最後の半年ぐらい、このアルビータの開発のほうに関わっておりました。市が事業主体になって造成をするっていうことは、私たちが売却した土地についても全て責任を負ってるとのことそのものです。ですから、今回の21ヘクタールについても、農振の網をかけたまま用途区域の変更指定を行っております。

す。ですから基本的には、藻類の培養、つまり農業をやることを私たちが担保させた上で売却をするということです。

ですから、第1区画から第4区画まで出てました。その中に、例えば肥料工場とかが出てきてましたけれども、そういうものは果たして私たちの造成目的に合うかというのは、市がしっかりと最後まで責任を持って監視する必要があるという認識を私は持っております。恐らく、農地法の中でもそういう感覚になっております。

ですから、そこは私たち行政がですね、その21ヘクタールについてしっかりと担保を打った上で、事業者がやるやらないじゃなくて、何か事業者が転売をするって話も出ておりましたが、その転売を勝手にできる土地ではないということも含めてですね、権限は私たち市が背負っていくものだということですね、しっかりと藻類培養の産業の確立をしていくということで、自分としては考えているところでございます。

○堤委員

私もちょっと両部長の先ほどお話あった部分、ここですね、あれ宅地じゃなかと言うと、農地のままよって言うけん、ああ、なるほど青地の農地でね、非常にしっかりとかぶっていますから、これは全く転売ができんわけですから、そういった意味ではですね、逆にそれが足かせになるなと思いますので、その点もやっぱり妥協することなくてやっていけば、やり方はあるのかなという気はしますね。その代わり、向こうも非常に制限された、用途の制限がありますから、活用については当初の計画どおりに前向きに使うしか方法がないというふうに思いますので、そういった意味では一つの足かせになってると私も思います。

○黒田委員

ちょっといろいろこうずっと聞いておまして、整理しますと、アルビータができるときに親会社のシンシアという大きな会社があって出来たわけであって、シンシアが代わるときに中西氏の株が多くあって、そしてその中西氏の会社であるセンターウエストというところが責任を持ってアルビータのバックアップをする中で、ここにも書いてありますとおり、要するに資産管理会社である会社が責任持ってやりたいと。それは、市に対してやりますというふうにされたわけですから、市としては、私はよく聞くんですが、民間で調査したかとかどっかしたかって。それも十分されておりますのでね、そういう手続の下でされておりますから、今出ております問題については、十分、市も分かっておられるというふうに思いますので、今後、その売却に当たって、センターウエストと、またアルビータと十分に協議されるように強く望みたいというふうに思います。

○野中宣明委員長

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、ほかに質疑はないようでございます。

山下委員のほうから資料請求があつておりましたけども、これ、どうですか。いつ頃追加で出していただけますかね。

(「本日中に」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。じゃあ、そのようにお願いしたいと思います。

そのほか、委員の皆さんから何もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、以上をもちまして第15回バイオマス産業都市調査特別委員会を終了いたします。